

「コムストックローン約款」【イージー・コムストックローン】の一部改正新旧対照表

大阪証券金融株式会社

[実施日：平成20年11月26日]

(下線箇所は改正部分)

新	旧
<p>第1条（趣旨）</p> <p>1 この約款は、大阪証券金融株式会社（以下「<u>大証金</u>」といいます。）のイージー・コムストックローン（以下「コムストックローン」といいます。）を利用されるお客様と日興コーディアル証券株式会社（以下「<u>提携証券会社</u>」といいます。）および<u>大証金</u>との間の取引に関する事項を定めたものです。</p> <p>2 前項に定めるコムストックローンとは、<u>大証金</u>が提携証券会社に<u>証券取引口座（保護預り口座および振替決済口座その他有価証券の処理にかかる口座を含みます。）</u>を開設しているお客様に対し、<u>お客様が同口座を通じて保有している有価証券を担保として、インターネットを利用して行う貸付</u>をいいます。</p> <p>第2条（融資要領）</p> <p>1 契約の成立および契約期間</p> <p>(1) 本融資契約は、お客様から次に掲げる書面の提出を受けることにより申込みを受け、<u>大証金</u>の審査の結果、適当と認められた場合において、<u>大証金</u>がお客様に契約成立の書面を発送した日に成立するものとします。</p> <p>① <u>大証金</u>所定のコムストックローン利用申込書</p> <p>② <u>提携証券会社</u>所定のコムストックローン有価証券質権設定通知書</p> <p>③ <u>大証金</u>所定のお取引に関する重要事項確認書</p> <p>④ <u>大証金</u>所定のお客様の本人確認書類</p> <p>(2) 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、前号に規定する<u>大証金</u>の審査において、適当と認められないものとします。なお、審査の結果、契約を締結できない場合の理由は開示しないものとし、お客様は、<u>大証金</u>の審査の結果および理由の不開示につき異議を述べないものとします。</p> <p>① お客様が<u>提携証券会社と証券取引口座に関する契約を締結し、同契約が有効に維持されており、かつ、「日興イーजीトレード」（提携証券会社の提供するインターネットを通じた証券取引サービスおよび情報サービス）</u>を利用でき、<u>利用にあたっての制限がないこと。</u></p> <p>② <u>日興イーजीトレードの買付可能額計算を「前受方式」とすることに同意していただいていること。</u></p>	<p>第1条（趣旨）</p> <p>1 この約款は、大阪証券金融株式会社（以下「<u>当社</u>」といいます。）のイージー・コムストックローン（以下「コムストックローン」といいます。）を利用されるお客様と日興コーディアル証券株式会社（以下「<u>提携証券会社</u>」といいます。）および<u>当社</u>との間の取引に関する事項を定めたものです。</p> <p>2 前項に定めるコムストックローンとは、<u>当社</u>が提携証券会社に<u>保護預り口座</u>を開設しているお客様に対し、有価証券を担保として、インターネットを利用して行う貸付をいいます。</p> <p>第2条（融資要領）</p> <p>1 契約の成立および契約期間</p> <p>(1) 本融資契約は、お客様から次に掲げる書面の提出を受けることにより申込みを受け、<u>当社</u>の審査の結果、適当と認められた場合において、<u>当社</u>がお客様に契約成立の書面を発送した日に成立するものとします。</p> <p>① <u>当社</u>所定のコムストックローン利用申込書 〔新設〕</p> <p>② <u>当社</u>所定のお取引に関する重要事項確認書</p> <p>③ <u>当社</u>所定のお客様の本人確認書類</p> <p>(2) 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、前号に規定する審査において、適当と認められないものとします。なお、審査の結果、契約を締結できない場合の理由は開示しないものとし、お客様は、<u>当社</u>の審査の結果および理由の不開示につき異議を述べないものとします。</p> <p>① お客様が<u>提携証券会社に保護預り口座を有し、「日興イーजीトレード」（提携証券会社の提供するインターネットを通じた証券取引サービスおよび情報サービス）</u>を利用できること。 〔新設〕</p>

新	旧
<p>③ <u>お客様が提携証券会社において、以下の取引に関する口座の設定または基本契約の締結を行っていないこと。</u></p> <p>イ <u>信用取引</u> ロ <u>発行日決済取引</u> ハ <u>先物・オプション取引その他デリバティブ取引</u> ニ <u>株式等貸借取引</u></p> <p>④ <u>お客様が提携証券会社においてコムストックローン以外に有価証券を担保としたローンの契約を締結していないこと。</u></p> <p>⑤ <u>提携証券会社が適正に担保有価証券の管理等を行うことができる口座であると認めること。</u></p> <p>⑥ お客様が満20歳以上70歳未満であること。</p> <p>⑦ 電話およびEメールの送信によって<u>大証金</u>が連絡をとれること。</p> <p>⑧ この約款の内容を十分に理解し、その取扱いに同意していただいていること。</p> <p>⑨ その他大証金の定める事項</p> <p>(3) <u>大証金</u>の審査の結果、適当と認められた場合は、お客様に<u>大証金</u>のウェブサイトのログインIDおよびパスワードを発行し、お客様がコムストックローン利用申込書に記載された住所へ発送します。なお、ログインIDおよびパスワードについては、次のとおり取り扱います。</p> <p>① お客様が本融資にかかる申込みおよび照会(以下「申込み等」といいます。)を行うにあたっては、ログインIDおよびパスワードを必要とし、<u>大証金</u>発行のログインIDおよびパスワードとお客様がご利用時に使用するログインIDおよびパスワードとが一致した場合のみ行うことができます。</p> <p>② <u>大証金</u>は、ログインIDおよびパスワードの確認をもって、お客様の本人確認を行い、申込み等はお客様本人によってなされたものとみなします。</p> <p>③～⑤ [現行どおり]</p> <p>(4) 本融資の契約期間は、契約締結の日から1年間とします。なお、契約期間満了日は、契約締結日の1年後の応当日の前日とし、その日が休日の場合はその翌営業日とします。契約期間満了日(次項の定めに基づき契約が更新された場合は、当該更新後の契約期間満了日とします。)において残債務があるときは、お客様は当該残債務を直ちに返済するものとし、担保は、当該残債務が完済されるまで存続し、いずれもこの約款の適用を受けるものとします。</p>	<p>② <u>お客様が提携証券会社に信用取引口座を開設していないこと。</u></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>③ お客様が満20歳以上70歳未満であること。</p> <p>④ 電話およびEメールの送信によって<u>当社</u>が連絡をとれること。</p> <p>⑤ この約款の内容を十分に理解し、その取扱いに同意していただいていること。</p> <p>⑥ その他<u>当社</u>の定める事項</p> <p>(3) <u>当社</u>の審査の結果、適当と認められた場合は、お客様に<u>当社</u>のウェブサイトのログインIDおよびパスワードを発行し、お客様がコムストックローン利用申込書に記載された住所へ発送します。なお、ログインIDおよびパスワードについては、次のとおり取り扱います。</p> <p>① お客様が本融資にかかる申込みおよび照会(以下「申込み等」といいます。)を行うにあたっては、ログインIDおよびパスワードを必要とし、<u>当社</u>発行のログインIDおよびパスワードとお客様がご利用時に使用するログインIDおよびパスワードとが一致した場合のみ行うことができます。</p> <p>② <u>当社</u>は、ログインIDおよびパスワードの確認をもって、お客様の本人確認を行い、申込み等はお客様本人によってなされたものとみなします。</p> <p>③～⑤ [略]</p> <p>(4) 本融資の契約期間は、契約締結の日から1年間とします。なお、契約期間満了日は、契約締結日の1年後の応当日の前日とし、その日が休日の場合はその翌営業日とします。契約期間満了日において残債務があるときは、お客様は当該残債務を直ちに返済するものとし、<u>担保も完済まで存続し</u>、いずれもこの約款の適用を受けるものとします。</p>

新	旧
<p>(5) 契約期間満了日までに<u>大証金</u>のウェブサイトを通じた更新の申込みがお客様からなされ、かつ、<u>大証金</u>の審査の結果、適当と認められた場合は、既存の契約期間満了日を開始日とし、その1年後の応当日の前日（休日の場合はその翌営業日とします。）を期間満了日とする契約が成立するものとし、以後も同様とします。なお、<u>大証金</u>の審査の結果は、<u>大証金</u>のウェブサイトで通知します。</p> <p>(6) 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、前号に規定する更新の審査において、適当と認められないものとし、かつ、審査の結果、契約を更新できない場合の理由は開示しないものとし、お客様は、<u>大証金</u>の審査の結果および理由の不開示につき異議を述べないものとします。</p> <p>① (2)①から⑨までに掲げる事項をいずれも充足していること。</p> <p>② 第4条に定める担保不足の状態にないこと。</p> <p>③ 第4項(3)に定める融資金の利息の支払いが遅延していないこと。</p> <p>④ その他<u>大証金</u>の定める事項</p> <p>2 融資の申込みおよび実行</p> <p>(1) 本融資の実行は、<u>大証金</u>が決定した融資限度額の範囲内でお客様から申込みを受けて行うものとします。</p> <p>(2) [現行どおり]</p> <p>(3) 本融資の融資限度額は、お客様がコムストックローンにかかる債務を保証するための根担保として差し入れられた有価証券（以下「担保有価証券」といいます。）のうち、<u>大証金</u>が適当と認める銘柄の時価額（第3条第5項に定めるものをいいます。）に60%（一銘柄の時価額の割合が時価額合計の70%以上を占める場合は50%）を乗じた金額とします。ただし、3,000万円（お客様がコムストックローン以外の<u>大証金</u>の証券担保ローンをご利用の場合は、融資額合計が3,000万円以内となる金額）を上限とします。なお、<u>大証金</u>が適当と認めない銘柄（融資不適格銘柄）は、<u>大証金</u>のウェブサイトを確認することができます。</p> <p>(4) 前号ただし書の定めにかかわらず、お客様から申出があり、担保内容および取引実績等を別途審査のうえ、<u>大証金</u>が適当と認めた場合は、融資限度額の上限を1億円以内の金額とすることがあります。</p> <p>(5) 融資の実行は、申込日の翌営業日に<u>大証金</u>に届け出たお客様の銀行口座に振り込む方法により行うものとします。ただし、16時以降に申し込まれた場合は、翌々営業</p>	<p>(5) 契約期間満了日までに<u>当社</u>のウェブサイトを通じた更新の申込みがお客様からなされ、かつ、<u>当社</u>の審査の結果、適当と認められた場合は、既存の契約期間満了日を開始日とし、その1年後の応当日の前日（休日の場合はその翌営業日）を期間満了日とする契約が成立するものとし、以後も同様とします。なお、<u>当社</u>の審査の結果は、<u>当社</u>のウェブサイトで通知します。</p> <p>(6) 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、前号に規定する更新の審査において、適当と認められないものとし、かつ、審査の結果、契約を更新できない場合の理由は開示しないものとし、お客様は、<u>当社</u>の審査の結果および理由の不開示につき異議を述べないものとします。</p> <p>① (2)①から⑤までに掲げる事項をいずれも充足していること。</p> <p>② 第8条に定める担保不足の状態にないこと。</p> <p>③ 第4項(3)の方法による利息の支払いが遅延していないこと。</p> <p>④ その他<u>当社</u>の定める事項</p> <p>2 融資の申込みおよび実行</p> <p>(1) 本融資の実行は、<u>当社</u>が決定した融資限度額の範囲内でお客様から申込みを受けて行うものとします。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 本融資の融資限度額は、お客様がコムストックローンにかかる債務を保証するための根担保として差し入れられた有価証券（以下「担保有価証券」といいます。）のうち、<u>当社</u>が適当と認める銘柄の時価額（第3条第4項に定められるものをいいます。）に60%（一銘柄の時価額の割合が時価額合計の70%以上を占める場合は50%）を乗じた金額とします。ただし、3,000万円（お客様がコムストックローン以外の<u>当社</u>の証券担保ローンをご利用の場合は、融資額合計が3,000万円以内となる金額）を上限とします。なお、<u>当社</u>が適当と認めない銘柄（融資不適格銘柄）は、<u>当社</u>のウェブサイトを確認することができます。</p> <p>(4) 前号ただし書の定めにかかわらず、お客様から申出があり、担保内容および取引実績等を別途審査のうえ、<u>当社</u>が適当と認めた場合は、融資限度額の上限を1億円以内の金額とすることがあります。</p> <p>(5) 融資の実行は、申込日の翌営業日に<u>当社</u>に届け出たお客様の銀行口座に振り込む方法により行うものとします。ただし、16時以降に申し込まれた場合は、翌々営業日に</p>

新	旧
<p>日に実行します。</p> <p>(6) [現行どおり]</p> <p>3 返済方法</p> <p>(1) [現行どおり]</p> <p>(2) <u>お客様は、次に掲げるいずれかの方法により、コムストックローンの融資金元本を返済することができます。</u></p> <p>① <u>提携証券会社の預り金（以下単に「預り金」といいます。）を返済に充当する方法（以下この方法を「預り金返済」といいます。）。</u></p> <p>② <u>大証金の指定する大証金の銀行口座へ振り込む方法（以下この方法を「振込返済」といいます。）。</u></p> <p>③ <u>その他大証金が特に認めた方法。</u></p> <p>(3) <u>お客様が担保有価証券を売却したときは、大証金は提携証券会社に対し、当該売却代金（提携証券会社への手数料等を差し引いた金額をいいます。以下同じとします。）のうち大証金が指定する返済必要額（コムストックローンの融資残高を売却後の担保有価証券（融資不適格銘柄を除きます。）の時価額に60%（一銘柄の時価額の割合が時価額合計の70%以上を占める場合は50%）を乗じた金額以内とするために必要な返済額をいいます。以下同じとします。）に相当する金銭を引出すよう請求し、受渡日に当該返済必要額を提携証券会社から受け取り、融資金元金の返済に充当します。お客様は、大証金に対し、上記の返済必要額の引出し、受領および融資金の返済への充当にかかる一切の権限をここに委任するものとし、上記の手続きに従って担保有価証券の売却代金を返済に充当する方法（以下この方法を「売却返済」といいます。）につき異議を述べないものとします。また、お客様は日計り取引等により受渡日に当該売却代金の出金が規制されていることその他の理由によって受渡日に当該返済必要額に相当する金銭の一部または全部の引出しができなかったときは、大証金はその不足額の返済を上記売却返済の方法によらず別途請求することがあることを予め承諾するものとします。</u></p> <p>(4) <u>(2)②の振込返済を行うときは、前営業日までに大証金に通知していただきます。</u></p> <p>(5) <u>(2)①の預り金返済および②の振込返済の返済日は、お客様からの返済金が大証金に入金されたことを大証金を確認した日（15時までに確認できない場合は、翌営業日付の返済となります。）、③の特に認めた方法の場合の返済日については、大証金が定めた日とします。</u></p> <p>(6) <u>(2)①の預り金返済においては、お客様から申込を受け</u></p>	<p>実行します。</p> <p>(6) [略]</p> <p>3 返済方法</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>返済を行うときは、前営業日までに当社に通知していただきます。</u></p> <p>(3) <u>返済は、次の方法によります。</u></p> <p>① <u>当社の指定する当社の銀行口座へ振り込む方法。</u></p> <p>② <u>その他当社が特に認めた方法。</u></p> <p><u>なお、①の方法については、当社が返済のための振込みである旨を確認できた日（15時までに確認できない場合は、翌営業日付の返済となります。）、②の方法については、当社に入金された日をもって、それぞれ返済日とします。</u></p> <p>[新 設]</p> <p>[新 設]</p> <p>[新 設]</p>

新	旧
<p><u>て、大証金はお客様が申し込んだ返済額を限度として(ただし、預り金の額が申込返済額に満たない場合は、預り金の全額とします。)、お客様から委任を受け、申込みがなされた日に提携証券会社に当該返済額に相当する金銭を引出すよう請求し、申込みがなされた日の翌々営業日に返済に充当します。ただし、お客様が16時以降に申し込まれた場合は、申込みがなされた日の3営業日後に返済に充当します。</u></p> <p><u>(7) 前号に定める事項に関する委任については、お客様は次の事項に同意するものとします。</u></p> <p><u>① (6) および次の②の取扱いについては、大証金の合意がなければ解除または変更できないこと。</u></p> <p><u>② お客様は、預り金返済申込を行ったときは、当該申込みに従って融資金元金の返済に充当するまでの間、預り金の返還請求権について、これを第三者に譲渡し、第三者のために担保を設定し、自ら受領し、または重ねて受領を委任することを行わないこと。</u></p> <p>4 利率、利息計算および徴収方法</p> <p>(1) 本融資の利率は、契約締結日において<u>大証金</u>が定めるところによるものとします。ただし、<u>大証金</u>は、日本国内における主要な銀行が公表する短期プライムレートの変動を考慮して融資利率を変更することができるものとし、変更する場合は、Eメールおよび<u>大証金</u>のウェブサイトでその旨を通知します。</p> <p>(2) 融資金の利息の計算は、融資の日から返済の日までとし、<u>1年を365日とする日割計算</u>によって行います。</p> <p>(3) 融資金の利息は、当月の1日から月末の日までの1か月間の利息を計算のうえ、月次報告書によりお客様に通知し、<u>大証金</u>に届け出のお客様の銀行口座から毎翌月15日(休日の場合はその翌営業日)に口座振替(<u>ゆうちょ銀行</u>の場合は自動払込み)によりお支払いいただきます。ただし、口座振替(自動払込み)の手続が完了するまでの間は、<u>大証金</u>の指定する<u>大証金</u>の銀行口座に振り込んでいただきます。</p> <p>5 遅延損害金</p> <p>お客様が第1項(4)および(5)に定める契約期間満了日において返済が遅延した場合または第<u>6</u>条により期限の利益を喪失した場合は、その支払うべき金額に対し、それぞれの期限の翌日から完済される日まで年率<u>14%</u>(年365日の日割計算)の割合で計算した遅延損害金を支払っていただきます。</p>	<p>[新 設]</p> <p>4 利率、利息計算および徴収方法</p> <p>(1) 本融資の利率は、契約締結日において<u>当社</u>が定めるところによるものとします。ただし、<u>当社</u>は、日本国内における主要な銀行が公表する短期プライムレートの変動を考慮して融資利率を変更することができるものとし、変更する場合は、Eメールおよび<u>当社</u>のウェブサイトでその旨を通知します。</p> <p>(2) 融資金の利息の計算は、融資の日から返済の日までとし、<u>365日の日割計算</u>によって行います。</p> <p>(3) 融資金の利息は、当月の1日から月末の日までの1か月間の利息を計算のうえ、月次報告書によりお客様に通知し、<u>当社</u>に届け出のお客様の銀行口座または郵便貯金口座から毎翌月15日(休日の場合はその翌営業日)に口座振替(<u>郵便貯金</u>の場合は自動払込み)によりお支払いいただきます。ただし、口座振替(自動払込み)の手続が完了するまでの間は、<u>当社</u>の指定する<u>当社</u>の銀行口座に振り込んでいただきます。</p> <p>5 遅延損害金</p> <p>お客様が第1項(4)および(5)に定める契約期間満了日において返済が遅延した場合または第<u>10</u>条により期限の利益を喪失した場合は、その支払うべき金額に対し、それぞれの期限の翌日から完済される日まで年率<u>15%</u>(年365日の日割計算)の割合で計算した遅延損害金を支払っていただきます。</p>

新	旧
<p>第3条（担保）</p> <p>1 担保有価証券は、<u>大証金</u>に対して現在および将来負担するコムストックローンにかかるいっさいの債務を共通に担保するものとします。</p> <p>2 <u>担保を差し入れる場合は、大証金所定のコムストックローン有価証券担保差入書および提携証券会社に対するコムストックローン有価証券質権設定通知書により行い、お客様が提携証券会社に現在および将来保有する第4項各号に掲げる有価証券に大証金を権利者とする根質権を設定していただきます。この場合において、担保として差し入れる有価証券が、「株券等の保管及び振替に関する法律」（以下「保振法」といいます。）に基づく株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の証券保管振替制度の振替決済にかかる有価証券（当該有価証券の共有持分とし、以下「保振有価証券」といいます。）であるときは、保振法その他の法令の定めおよび機構の業務規程その他の定めにより、お客様は大証金とともに提携証券会社に対し、顧客口座簿上に大証金の質権口座（以下「顧客口座簿上の質権口座」といいます。）を開設することを申請し、顧客口座簿上の質権口座へ振替の記載または記録する方法により根質権を設定するものとし、担保として差し入れる有価証券が「社債等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う有価証券（当該有価証券に表示されるべき権利をいい、以下「振替有価証券」といいます。）であるときは、社振法その他の法令の定めおよび機構の業務規程その他の定めにより、提携証券会社に開設した大証金の質権口座へ増加の記載または記録を行うことにより根質権を設定するものとします。</u></p> <p><u>なお、お客様が従前の方法により差し入れた担保も有効とします。その場合、お客様はすみやかに本項に定める新たな担保差入方法に移行するための手続きを行うものとします。</u></p> <p>3 <u>前項に定める顧客口座簿上の質権口座の開設については、第2条第1項による本契約の成立と同時に、お客様が大証金から提携証券会社に対して申請が行われたものとみなし、提携証券会社はこれを開設するものとします。また、質権設定のため、保振有価証券を顧客口座簿上の質権口座へ振替の記載または記録をするにあたっては、その都度、お客様より提携証券会社に対しその請求があったものとして取り扱い、振替有価証券を大証金の質権口座へ増加の記載または記録をするにあたっては、その都度、お客様より提携証券会社に対しその振替申請があったものとして取り扱います。</u></p> <p>4 担保有価証券は、国内の金融商品取引所に上場されている</p>	<p>第3条（担保）</p> <p>1 担保有価証券は、<u>当社</u>に対して現在および将来負担するコムストックローンにかかるいっさいの債務を共通に担保するものとします。</p> <p>2 <u>担保有価証券は、株式会社証券保管振替機構の証券保管振替制度（以下「保振制度」といいます。）を利用して、差し入れていただきます。</u></p> <p>[新 設]</p> <p>3 担保有価証券は、国内の金融商品取引所に上場されている</p>

新	旧
<p>次の各号に掲げるものとします。ただし、外国株券等の外国証券は除きます。なお、担保有価証券のうち担保評価の対象銘柄とするか否かについては、<u>大証金</u>の判断によるものとし、<u>大証金</u>は、当該銘柄の発行者の財務状況および売買高等に応じて適時に担保評価の対象銘柄を変更することができるものとします。</p> <p>(1)～(4) [現行どおり]</p> <p>5 <u>担保有価証券の時価額は、市場価格から大証金が採用した価格に株数または口数を乗じて得た額とします。なお、市場価格から大証金</u>が採用する価格は、原則として売買高等から当該銘柄の主たる市場として認められる市場における最終価格または最終気配値段その他合理的と認められる価格とします。</p> <p>6 <u>担保有価証券の株式、協同組織金融機関の優先出資および投資口（以下「株式等」といいます。）</u>について、<u>取得条項付株式もしくは全部取得条項付種類株式の取得、株式等の併合もしくは分割、株式無償割当て、発行者の合併、株式交換もしくは株式移転による株式等の交付等または株主、優先出資者および投資主（以下「株主等」といいます。）に募集株式等の割当てを受ける権利を与えてする株式等の交付等があった場合には、新たに当該株式等が交付され、提携証券会社が顧客口座簿上の質権口座または大証金の質権口座に所要の記載または記録をしたときをもって、これにかかる株券、優先出資証券および投資証券（以下「株券等」といいます。）が担保として差し入れられたものとして取り扱います。</u></p> <p>7 <u>お客様は、担保有価証券について、提携証券会社を通じない譲渡または第三者のための担保設定を行わないものとします。</u></p> <p>8 <u>お客様は、随時、担保有価証券を提携証券会社所定の方法で売却することができるものとし、売却された場合は、次のとおり取り扱います。</u></p> <p>(1) <u>売却された担保有価証券は、大証金がお客様から委任を受け、お客様に代わって提携証券会社に引き渡します。</u></p> <p>(2) <u>提携証券会社に対する当該売却代金の引渡請求権についても担保権の効力が及ぶものとし、お客様は、大証金が第2条第3項(3)による売却返済を受けるまでの間、第三者への譲渡または第三者のための担保設定を行わないものとします。</u></p> <p>(3) <u>提携証券会社は、当該売却代金を提携証券会社のお客様の証券取引口座に入金する方法で引き渡すものとします。</u></p> <p>9 <u>担保有価証券の返戻（担保有価証券を売却したときを除き</u></p>	<p>次の各号に掲げるものとします。ただし、外国株券等の外国証券は除きます。なお、担保有価証券のうち担保評価の対象銘柄とするか否かについては、<u>当社</u>の判断によるものとし、<u>当社</u>は、当該銘柄の発行者の財務状況および売買高等に応じて適時に担保評価の対象銘柄を変更することができるものとします。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>4 <u>担保有価証券の時価額は、市場価格から当社が採用した価格に株数または口数を乗じて得た額とします。なお、市場価格から当社</u>が採用する価格は、原則として売買高等から当該銘柄の主たる市場として認められる市場における最終価格または最終気配値段その他合理的と認められる価格とします。</p> <p>[新 設]</p> <p>[新 設]</p> <p>[新 設]</p> <p>[新 設]</p>

新	旧
<p>ます。)は、原則としてできないものとします。お客様から返戻の依頼があった場合には、大証金が審査を行い、返戻の可否を決定できるものとします。</p> <p>10 お客様は、提携証券会社に対し、第2項に定める有価証券に対する根質権の設定等のための必要ないっさいの事務手続を依頼するものとします。</p> <p>11 お客様は、大証金が担保有価証券の保管・管理等にかかる事務を提携証券会社に委託することに同意するものとします。</p> <p>12 お客様は、担保有価証券について、大証金および提携証券会社が、お客様と提携証券会社との間の各種取引規程に優先してこの約款を適用することを承諾し、かかる優先適用に関し、大証金および提携証券会社に対し、異議を述べないものとします。</p> <p>13 お客様は、担保有価証券のうち、株券、優先出資証券および投資証券が「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)に基づき、新しい振替制度に移行するに際して、当該新制度の下において本契約に基づくコムストックローンの債権保全を実質的に維持するために必要とされるいっさいの協力をを行うものとします。</p>	<p>[新 設]</p> <p>[新 設]</p> <p>[新 設]</p> <p>[新 設]</p>
<p>[削 除]</p>	<p>第4条 (担保の差入)</p> <p>1 担保を差し入れる場合は、当社所定のコムストックローン有価証券担保差入書により行い、提携証券会社のお客様の口座から、当社がコムストックローンの担保の保管を目的として提携証券会社に開設した口座(保振制度における顧客口座簿の当社の普通口座。以下「担保管理口座」といいます。)に振り替えていただくことにより質権を設定していただきます。なお、同口座に振り替えられた有価証券は、お客様が担保として差し入れたものとみなします。</p> <p>2 前項に定める担保管理口座への振替指図は、提携証券会社所定の有価証券振替依頼書を当社を経由して提携証券会社に提出する方法により行うものとします。</p> <p>3 担保有価証券の株式、協同組織金融機関の優先出資および投資口(以下「株式等」といいます。)について、取得条項付株式もしくは全部取得条項付種類株式の取得、株式等の併合もしくは分割、株式無償割当て、発行者の合併、株式交換もしくは株式移転による株式等の交付等または株主、優先出資者および投資主(以下「株主等」といいます。)に募集株式等の割当てを受ける権利を与えてする株式等の交付等があった場合には、新たに当該株式等が交付され、提携証券会</p>

新	旧
〔削除〕	<p>社が担保管理口座に所要の記載または記録をしたときをもって、これにかかる株券、優先出資証券および投資証券（以下「株券等」といいます。）が担保として差し入れられたものとして取り扱います。</p>
〔削除〕	<p><u>第5条（担保有価証券の保管）</u></p> <p>1 <u>担保有価証券は、担保管理口座において保振制度を利用してお預りします。</u></p> <p>2 <u>お客様は、当社が担保有価証券の保管・管理等にかかる事務を提携証券会社に委託することについて同意し、その取扱いについては、提携証券会社と当社の定めるところに従うものとしします。</u></p>
〔削除〕	<p><u>第6条（担保有価証券の実質株主等の申出等）</u></p> <p>1 <u>担保有価証券として株券等の差入れを受けた場合には、当社は、提携証券会社に対して、お客様が当該株券等の発行者の実質株主等である旨の申出を行うものとしします。</u></p> <p>2 <u>担保有価証券として投資信託の受益証券の差入れを受けた場合には、当社は、提携証券会社に対して、お客様が当該受益証券の発行者の受益者である旨の登録を請求するものとしします。</u></p> <p>3 <u>お客様は、前2項の定めに基づく実質株主等の申出等に必要提携証券会社所定の実質株主名義の届出書を当社を経由して提携証券会社に提出するものとしします。</u></p> <p>4 <u>株式等を当社に対し担保として差し入れた場合または当社から返戻を受けた場合は、発行者に対する株主等としての継続性は失われることがあります。</u></p>
〔削除〕	<p><u>第7条（担保有価証券の返戻）</u></p> <p>1 <u>担保有価証券の返戻は、お客様からの当社のウェブサイトを通じた返戻の請求を受けて、提携証券会社のお客様の口座へ振り替えることにより行うものとしします。なお、お客様が他の証券会社等に有する口座への振替請求および現物証券による返戻（交付）請求には、応じられません。</u></p> <p>2 <u>前項による担保有価証券の返戻は、当該有価証券を除いた担保有価証券の時価額（第3条第4項に定める時価額をいいます。以下同じとしします。）に60%（一銘柄の時価額の割合が時価額合計の70%以上を占める場合は50%）を乗じた額が融資残高を上回る場合に限り、行うことができるものとしします。</u></p> <p>3 <u>権利確定日等一定の日は、提携証券会社の定めるところにより、返戻の請求に応じられないことがあります。</u></p>

新	旧
<p>第4条（担保不足）</p> <p>1 担保不足（担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合が70%以上となる場合をいいます。）となった場合には、<u>大証金</u>からの請求により、<u>大証金</u>が担保不足通知書を発送した日もしくはEメールを送信した日から起算して5営業日以内に、<u>大証金</u>が適当と認める担保を追加して差し入れまたは融資金の一部を返済し、もって、担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合が60%（一銘柄の時価額の割合が時価額合計の70%以上を占める場合は50%）以下となるまで改善していただきます。</p> <p>2 <u>お客様は、大証金が債権保全上必要と認める範囲内において、大証金の提携証券会社への指示により、提携証券会社からの金銭の引出し（預り金の出金を含む。）が停止されることに同意するものとします。</u></p> <p>第5条（追加担保等）</p> <p>1 担保有価証券が無効な有価証券（偽造株券等または除権決定済の証券もしくは失効済の証券）または流通に支障のある有価証券（盗難株券等、公示催告中もしくは喪失登録中の証券）であることが判明したとき、前条に定めるほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたときおよび担保有価証券について<u>大証金</u>が適当でないと判断したときは、請求によって、直ちに<u>大証金</u>が適当と認める担保を追加差し入れしていただきます。</p> <p>2 <u>コムストックローンにかかる債務が一部でも履行されない場合は、お客様は、第2条第3項および第3条第8項の定めにかかわらず、担保有価証券を売却することはできないものとします。この場合、未約定の売却注文が失効されたとしても、お客様は、これに異議を述べないものとします。</u></p> <p>3 コムストックローンにかかる債務が一部でも履行されない場合は、<u>大証金</u>は、お客様に通知、催告等を行うことなく、直ちに、担保有価証券の全部もしくは<u>大証金</u>がその裁量により選択した担保有価証券の一部を、必ずしも法定の手続によらず一般に適当と認められる方法、時期、価格等により<u>大証金</u>において取立てまたは処分の上、その取得金から諸費用（提携証券会社に対する諸費用を含みます。）を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当できるものとし、なお残債務がある場合にはお客様は直ちに弁済し、取得金に余剰が生じた場合には<u>大証金</u>はこれをお客様またはお客様に優先して余剰分を受け取る権利を有する者に対して返還するものとします。</p>	<p>第8条（担保不足）</p> <p>担保不足（担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合が70%以上となる場合をいいます。）となった場合には、<u>当社</u>からの請求により、<u>当社</u>が担保不足通知書を発送した日もしくはEメールを送信した日から起算して5営業日以内に、<u>当社</u>が適当と認める担保を追加して差し入れまたは融資金の一部を返済し、もって、担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合が60%（一銘柄の時価額の割合が時価額合計の70%以上を占める場合は50%）以下となるまで改善していただきます。</p> <p>第9条（追加担保等）</p> <p>1 担保有価証券が無効な有価証券（偽造株券等、除権決定済の証券）もしくは流通に支障のある有価証券（盗難株券等、公示催告中の証券）であることが判明したとき、前条に定めるほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたときおよび担保有価証券について<u>当社</u>が適当でないと判断したときは、請求によって、直ちに<u>当社</u>が適当と認める担保を追加差し入れしていただきます。</p> <p>〔新設〕</p> <p>2 コムストックローンにかかる債務が履行されない場合は、<u>当社</u>は、お客様に通知、催告等を行うことなく、直ちに、担保有価証券の全部もしくは<u>当社</u>がその裁量により選択した担保有価証券の一部を、必ずしも法定の手続によらず一般に適当と認められる方法、時期、価格等により<u>当社</u>において取立てまたは処分の上、その取得金から諸費用（提携証券会社に対する諸費用を含みます。）を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当できるものとし、なお残債務がある場合にはお客様は直ちに弁済し、取得金に余剰が生じた場合には<u>当社</u>はこれをお客様またはお客様に優先して余剰分を受け取る権利を有する者に対して返還するものとします。</p>

新	旧
<p>4 お客様は、コムストックローンにかかる債務が一部でも履行されない場合において、前項の定めに基づき大証金がお客様の証券取引口座から担保有価証券を引き出すこと、および引き出した担保有価証券に余剰が生じてお客様に返還する場合、当該余剰分の有価証券をお客様の証券取引口座（一般口座）に再度振り替えることを承諾するものとします。</p>	<p>[新 設]</p>
<p>第6条（期限の利益の喪失）</p> <p>1 お客様について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、<u>大証金</u>から通知、催告等がなくても<u>大証金</u>に対するいっさいの債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。</p> <p>(1)～(2) [現行どおり]</p> <p>(3) お客様の<u>大証金</u>に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。</p> <p>(4) 住所変更の届出を怠るなどお客様が責任を負うべき事由によって、<u>大証金</u>においてお客様の所在が不明となったときまたは一定期間連絡がとれなくなったとき。</p> <p>(5) [現行どおり]</p> <p>(6) 本契約が第2条第1項(4)および(5)に定める契約期間満了日の到来または第<u>12</u>条により終了したとき。</p> <p>2 お客様について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、<u>大証金</u>からの請求によって<u>大証金</u>に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。</p> <p>(1)～(2) [現行どおり]</p> <p>(3) お客様が<u>大証金</u>との取引約定に違反したとき。</p> <p>(4) [現行どおり]</p>	<p>第10条（期限の利益の喪失）</p> <p>1 お客様について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、<u>当社</u>から通知、催告等がなくても<u>当社</u>に対するいっさいの債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) お客様の<u>当社</u>に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。</p> <p>(4) 住所変更の届出を怠るなどお客様が責任を負うべき事由によって、<u>当社</u>においてお客様の所在が不明となったときまたは一定期間連絡がとれなくなったとき。</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 本契約が第2条第1項(4)および(5)に定める契約期間満了日の到来または第<u>16</u>条により終了したとき。</p> <p>2 お客様について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、<u>当社</u>からの請求によって<u>当社</u>に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) お客様が<u>当社</u>との取引約定に違反したとき。</p> <p>(4) [略]</p>
<p>第7条（月次報告書）</p> <p>1 <u>大証金</u>は、毎月末現在を基準として当月のお客様との取引の明細を記載した月次報告書を作成し、翌月の月初にお客様に交付します。</p> <p>2 [現行どおり]</p> <p>3 お客様は、月次報告書の内容をすみやかに確認するものとし、その報告内容に疑義がある場合は、<u>大証金</u>に対して連絡していただきます。</p> <p>4 月次報告書の交付後、15日以内にお客様より前項に定める連絡がない場合は、<u>大証金</u>は、当該報告書の記載内容すべてについて承認いただいたものとして取り扱います。</p>	<p>第11条（月次報告書）</p> <p>1 <u>当社</u>は、毎月末現在を基準として当月のお客様との取引の明細を記載した月次報告書を作成し、翌月の月初にお客様に交付します。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 お客様は、月次報告書の内容をすみやかに確認するものとし、その報告内容に疑義がある場合は、<u>当社</u>に対して連絡していただきます。</p> <p>4 月次報告書の交付後、15日以内にお客様より前項に定める連絡がない場合は、<u>当社</u>は、当該報告書の記載内容すべてについて承認いただいたものとして取り扱います。</p>
<p>第8条（危険負担、免責条項等）</p>	<p>第12条（危険負担、免責条項等）</p>

新	旧
<p>1 担保有価証券が事変、災害、その他やむをえない事情によって紛失、滅失または損傷した場合に生じた損害については、<u>大証金</u>および提携証券会社は、その責任を負わないものとします。</p> <p>2 お客様が<u>大証金</u>に差し入れた書類が、事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛失、滅失、損傷または延着した場合には、<u>大証金</u>の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を弁済していただきます。なお、<u>大証金</u>が請求した場合には直ちに代わりの書類を差し入れていただきます。この場合に生じた損害については、<u>大証金</u>が責任を負うべき事由による場合を除き、お客様の負担とします。</p> <p>3 [現行どおり]</p> <p>4 お客様に対する権利の行使もしくは保全または担保の取立もしくは処分を要した費用、およびお客様の権利を保全するためお客様が<u>大証金</u>に協力を依頼した場合に要した費用は、お客様の負担とします。</p> <p>5 次に掲げる事由によりお客様に生じた損害については、<u>大証金</u>はその責任を負わないものとします。ただし、<u>大証金</u>の故意または重過失がある場合は、この限りではありません。</p> <p>(1) <u>大証金</u>のウェブサイトの利用にあたり、その事由の如何を問わず、入力されたログインIDおよびパスワード(第三者により入力された場合を含みます。)が<u>大証金</u>発行のログインIDおよびパスワードと一致することにより行われた取引について生じた損害。</p> <p>(2)～(3) [現行どおり]</p>	<p>1 担保有価証券が事変、災害、その他やむをえない事情によって紛失、滅失または損傷した場合に生じた損害については、<u>当社</u>および提携証券会社は、その責任を負わないものとします。</p> <p>2 お客様が<u>当社</u>に差し入れた書類が、事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛失、滅失、損傷または延着した場合には、<u>当社</u>の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を弁済していただきます。なお、<u>当社</u>が請求した場合には直ちに代わりの書類を差し入れていただきます。この場合に生じた損害については、<u>当社</u>が責任を負うべき事由による場合を除き、お客様の負担とします。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 お客様に対する権利の行使もしくは保全または担保の取立もしくは処分を要した費用、およびお客様の権利を保全するためお客様が<u>当社</u>に協力を依頼した場合に要した費用は、お客様の負担とします。</p> <p>5 次に掲げる事由によりお客様に生じた損害については、<u>当社</u>はその責任を負わないものとします。ただし、<u>当社</u>の故意または重過失がある場合は、この限りではありません。</p> <p>(1) <u>当社</u>のウェブサイトの利用にあたり、その事由の如何を問わず、入力されたログインIDおよびパスワード(第三者により入力された場合を含みます。)が<u>当社</u>発行のログインIDおよびパスワードと一致することにより行われた取引について生じた損害。</p> <p>(2)～(3) [略]</p>
<p>第9条(届出事項の変更)</p> <p>1 印鑑、住所、氏名、Eメールアドレスおよび<u>届出金融機関</u>口座その他<u>大証金</u>への届出事項に変更があった場合には、直ちに<u>大証金</u>所定の届出事項変更届により届出をしていただきます。なお、届出に当たっては、<u>大証金</u>が必要と認める書類を提出していただくことがあります。</p> <p>2 前項の届出を怠るなどお客様が責任を負うべき事由により、<u>大証金</u>からの通知または送付した書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到着したものとします。</p>	<p>第13条(届出事項の変更)</p> <p>1 印鑑、住所、氏名、Eメールアドレスおよび<u>銀行(郵便貯金)</u>口座その他届出事項に変更があった場合には、直ちに<u>当社</u>所定の届出事項変更届により届出をしていただきます。なお、届出に当たっては、<u>当社</u>が必要と認める書類を提出していただくことがあります。</p> <p>2 前項の届出を怠るなどお客様が責任を負うべき事由により、<u>当社</u>からの通知または送付した書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到着したものとします。</p>
<p>第10条(成年後見人等の届出)</p> <p>1～2 [現行どおり]</p> <p>3 お客様について前2項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出をしていただくものとし、届出の前に生じたお客様の損害については、<u>大証金</u>が責任を負うべ</p>	<p>第14条(成年後見人等の届出)</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 お客様について前2項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出をしていただくものとし、届出の前に生じたお客様の損害については、<u>当社</u>が責任を負うべき</p>

新	旧
<p>き場合を除いて、お客様の負担とします。</p> <p>第11条（報告および調査）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職業、勤務先、資産の状況等について大証金から請求があったときは、遅滞なく報告し、また調査に必要な便益を提供していただくものとします。 2 職業、勤務先、資産の状況等について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、大証金に対して遅滞なく報告していただくものとします。 <p>第12条（契約の終了）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第2条第1項(4)および(5)に定める契約期間満了日の到来のほか、次の場合には、本契約は終了するものとします。この場合、残債務があるときは、お客様は当該残債務を直ちに返済するものとし、担保も完済まで存続し、いずれもこの約款の適用を受けるものとします。 <ol style="list-style-type: none"> (1)～(2) 〔現行どおり〕 (3) お客様が第6条により期限の利益を喪失したとき。 (4) 〔現行どおり〕 (5) お客様が第13条によるこの約款変更に同意しないとき。 (6)～(7) 〔現行どおり〕 (8) その他お客様の信用状態が著しく悪化し、契約を継続することが困難であると大証金が判断したとき。 2 前項にかかわらず、お客様の債務が消滅した場合には、大証金は、本契約を解約し終了させることができるものとします。 <p>第13条（約款の改訂変更）</p> <p>この約款は、法令等の変更または監督官庁の指示その他大証金の業務上の必要が生じたときは、改訂されることがあります。なお、改訂内容がお客様の従来の権利を制限する、もしくはお客様に新たに義務を課すものであるときは、その改訂内容を大証金のウェブサイトまたは書面で通知します。この場合、所定の期日までに所定の方法による異議の申入れがないときは、同意があったものとして取り扱います。</p> <p>第14条（合意管轄）</p> <p>この約款に基づく諸取引に関してお客様と大証金との間で訴訟の必要が生じた場合には、大証金本店の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>	<p>場合を除いて、お客様の負担とします。</p> <p>第15条（報告および調査）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職業、勤務先、資産の状況等について当社から請求があったときは、遅滞なく報告し、また調査に必要な便益を提供していただくものとします。 2 職業、勤務先、資産の状況等について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、当社に対して遅滞なく報告していただくものとします。 <p>第16条（契約の終了）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第2条第1項(4)および(5)に定める契約期間満了日の到来のほか、次の場合には、本契約は終了するものとします。この場合、残債務があるときは、お客様は当該残債務を直ちに返済するものとし、担保も完済まで存続し、いずれもこの約款の適用を受けるものとします。 <ol style="list-style-type: none"> (1)～(2) 〔 略 〕 (3) お客様が第10条により期限の利益を喪失したとき。 (4) 〔 略 〕 (5) お客様が第17条によるこの約款変更に同意しないとき。 (6)～(7) 〔 略 〕 (8) その他お客様の信用状態が著しく悪化し、契約を継続することが困難であると当社が判断したとき。 2 前項にかかわらず、お客様の債務が消滅した場合には、当社は、本契約を解約し終了させることができるものとします。 <p>第17条（約款の改訂変更）</p> <p>この約款は、法令等の変更または監督官庁の指示その他当社の業務上の必要が生じたときは、改訂されることがあります。なお、改訂内容がお客様の従来の権利を制限する、もしくはお客様に新たに義務を課すものであるときは、その改訂内容を当社のウェブサイトまたは書面で通知します。この場合、所定の期日までに所定の方法による異議の申入れがないときは、同意があったものとして取り扱います。</p> <p>第18条（合意管轄）</p> <p>この約款に基づく諸取引に関してお客様と当社との間で訴訟の必要が生じた場合には、当社本店の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>

新	旧
<p>第15条（準拠法）</p> <p>お客様と<u>大証金</u>および提携証券会社との間の本契約に基づく取引は、すべて日本法を準拠法とします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p><u>平成20年11月</u></p>	<p>第19条（準拠法）</p> <p>お客様と<u>当社</u>および提携証券会社との間の本契約に基づく取引は、すべて日本法を準拠法とします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p><u>平成19年9月</u></p>